

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和8年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

中央公園園路等駐輪指導業務特記仕様書

1 本仕様書は、中央公園園路等駐輪指導業務に適用するものである。

2 駐輪指導員の業務は次のとおりとする。

- (1) 駐輪放置等の防止に必要な指導及び啓発活動
- (2) 駐輪放置台数報告書及び業務日誌（以下「報告書等」という。）の作成
- (3) 駐輪放置車への警告書貼付
- (4) その他発注者が必要と認める業務

3 駐輪指導期間等

駐輪指導日数 令和8年4月1日（水）～令和8年5月31日（日）

駐輪指導場所	曜日	勤務時間	備考
中央庭球場南側	月曜日～日曜日	7:00～12:00	配置数1ポスト

ただし、発注者が必要と認めるときは、受注者と協議のうえ変更することができる。

4 駐輪指導員の配置場所は別紙配置図のとおりとする。

ただし、発注者が必要と認めるときは、受注者と協議のうえ変更することができる。

5 駐輪指導員は、その業務を実施するにあたり、次のことに留意するものとする。

- (1) 発注者の信用を失墜するような行為を行わないこと。
- (2) 警察官の職権職務を侵すような行為又は当該職権職務の行為と紛らわしい行為をしないこと。
- (3) 自転車等利用者との間で無用な摩擦を生じさせないように努めること。

6 報告事項及び検査完了期日（期限）

- (1) 受注者は、現場責任者及び業務従事者の氏名等を所定の様式で発注者に届け出るとともに、社会保険加入の有無を記載すること。現場責任者又は業務従事者に変更があった時も同様とする。
- (2) 受注者は、報告書等を作成し、業務期間内に発注者に提出するものとする。また、発注者による業務の検査完了期日（期限）は、報告書受理後10日以内とする。

7 賠償責任

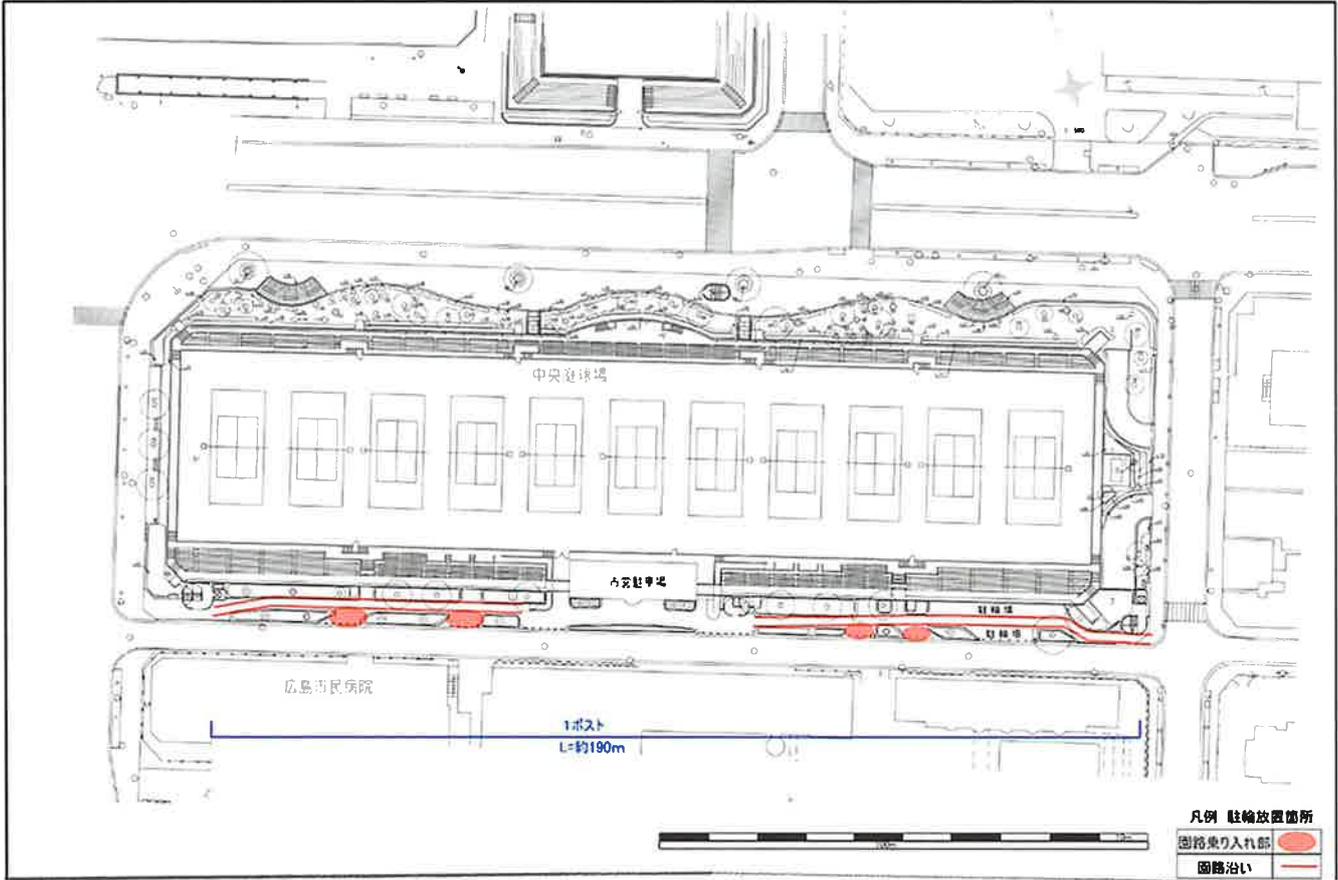
受注者は、その責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負

わなければならないものとする。

8 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

別紙配置図



駐輪放置台数報告書

単位：台

令和8年		中央庭球場南側周辺		備考
4月		自転車	二輪車	
1日	水			
2日	木			
3日	金			
4日	土			
5日	日			
6日	月			
7日	火			
8日	水			
9日	木			
10日	金			
11日	土			
12日	日			
13日	月			
14日	火			
15日	水			
16日	木			
17日	金			
18日	土			
19日	日			
20日	月			
21日	火			
22日	水			
23日	木			
24日	金			
25日	土			
26日	日			
27日	月			
28日	火			
29日	水			
30日	木			

駐輪放置台数報告書

単位：台

令和8年		中央庭球場南側周辺		備考
5月		自転車	二輪車	
1日	金			
2日	土			
3日	日			
4日	月			
5日	火			
6日	水			
7日	木			
8日	金			
9日	土			
10日	日			
11日	月			
12日	火			
13日	水			
14日	木			
15日	金			
16日	土			
17日	日			
18日	月			
19日	火			
20日	水			
21日	木			
22日	金			
23日	土			
24日	日			
25日	月			
26日	火			
27日	水			
28日	木			
29日	金			
30日	土			
31日	日			

